赤松稅務会計事務所 赤松 由里子 税理士

利となることがあります。 異なります。例えば、 利になるかは、今回と第二次相続を 相続を受けないほうが通算すると有 二次相続までの期間によって大きく 構成の他、母固有の財産の有無や第 税額は、 通算して判定する必要があります。 続でどれだけの財産を相続すれば有 生しそうな場合には、母が今回の 有財産がある場合は、母は父からの 第二次相続を通算した場合の相続 父の遺産額や法定相続人の 母に多くの固

代償分割の方法が利用できます。 その代償財産相当分の金銭を支払う の財産を取得し、 式などは、 得を子供に移転することが出来ます。 居住用不動産を母が相続し、 を子が相続すれば、将来の不動産所 は、 て安定収入が得られる賃貸用不動産 また、細分化できない不動産や株 相続する財産の種類を選択する際 現金預金など消費される財産や 特定の相続人が単独でそ 他の相続人には、 継続し

すが、

一時相続はどう分配するの

齢によって対策が違うといわれま

相続が有利で

(納税資金の余裕、

母の財産、

年

父が急死。

いったんは母に全額

が有利ですか?

とができます。しかし、父の相続に けることで、相続税を最少にするこ (母の相続 が発 相 相談ください 個別の事例については、専門家にご

続いて第二次相続

配偶者の相続税額の軽減の適用を受 0万円以上のいずれか多い金額にし、

には、

このほかにも、

ださい。こ する特例とその使い方を教えてく い方を教えてください (親子間の生前贈与) など贈与に関 子供2人。 (暦年贈与、相続時精算課税制 生前贈与の有利な 度 使

ります。 贈与財産は贈与時の課税価格で相続 なります。 択できます。暦年課税は長期間にわ 生む財産を贈与すれば相続対策にな 値上がりが見込まれる財産や収入を 時に合算して計算されるので、 たり計画的に贈与する場合に有利に 相続時精算課税制度のいずれかを選 子供への生前贈与は、 相続時精算課税制 暦年贈与と 度は、 将来

ないため、相続財産の総額を減少さ 贈与を除き、 暦年贈与は、 相続財産に加算され 相続開始前3年以内

産を法定相続分以上又は1億600

も少なくするためには、

母の相続財

今回

(父の相続)

の相続税額を最

様々な選択肢がありますので、 相続税の課税の特例 0) 円の基礎控除枠を利用しながら少 せることができます。 贈与を長期間にわたって行うと効 毎年110

万

果的です。

課税枠も3500万円 となります。 超えた分については一律20%の からずに贈与でき、2500万円 0 いては、 て、2500万円まで贈与税がか 親から20歳以上の子への贈与に 相続時精算課税制度は、 親の年齢制限はなく、 (住宅取得資金の贈与に 贈与財産は、 贈与 65歳以: 時 税 非 上

せて活用してください。 税を選択すれば暦年贈与は利用でき することができます。一 選択し、 すので、 うことになることがあります。 値下がりしている場合などは、 を控除します。そのため贈与財産 価格で相続財産に加算して相続税 支払うべき相続税より高い税金を払 を計算し、すでに支払った贈与税額 相続時には、 なくなりますので、 この制度は、 母からの贈与は暦年贈与と 父からの贈与は精算課税を 親ごとに選択可 うまく組み合わ 三 精算課 能 額

HARMONY vol.47

1.1